

## 計画届の提出方法がかわりました

### 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース) 計画届を提出される皆様へ

これまで計画届(建技様式第1号)を提出する場合は、指導員・担当科目表(建技様式第1号別紙)のほか、実習内容が確認できる書類等を添付していただいていたおりましたが、令和7年4月1日以降に実施する実習については、計画届(建技様式第1号)のみを労働局に提出することに変更となりました。

つきましては、下記にご留意のうえ計画届を作成・提出されるようご案内申し上げます。

#### 記

#### 1. 計画届(建技様式第1号)の「③技能実習計画」欄について

(1)「ロ 実施日」欄に記載の年月日に変更がある場合は、必ず変更届(建技様式第2号)を当初計画していた実習実施日もしくは変更後の実習実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出してください。

なお、計画届に記載された実施日が誤った記載であっても、期限内に変更届が提出されない場合は支給できません。

(2)「イ① 実施する実習の内容」欄について、計画届裏面の2(3)イの番号1「建設工事における作業に直接関連する実習」を選択される場合、「イ②実施する実習の名称」欄に助成対象となる訓練科及び訓練内容を記入して下さい。

(3)「ニ 実施場所」欄に記載の所在地と支給申請時に提出される添付書類の実施場所に相違がある場合は、計画どおりに実施されなかった実習となり支給できません。

#### 2. 特別教育の学科を登録教習機関で受講し、実技は自社で行う場合

この場合も計画届の提出が必要です。

労働安全衛生法に基づくカリキュラムの作成方法や講師要件等詳細をご案内しますので、下記までお問合せください。

東京都新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎2階  
東京労働局ハローワーク助成金事務センター  
第3係 建設担当 03(5332)6927